

○施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等の特例に関する条例

〔平成 21 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成 21 年 5 月 31 日 条例第 4 号
平成 21 年 12 月 1 日 条例第 6 号
平成 22 年 11 月 30 日 条例第 11 号
平成 26 年 12 月 25 日 条例第 1 号
平成 31 年 3 月 28 日 条例第 2 号
令和 2 年 11 月 27 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、香南香美老人ホーム組合立の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（併設事業所を含む。）に勤務する施設長（以下「施設長」という。）であって、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 43 年条例第 18 号。以下「給与条例」という。）の規定を適用しない場合における施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第 2 条 施設長は、次に掲げる要件を備えているものを組合長が任命する。

- (1) 任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(任用期間)

第 3 条 施設長の任用期間は、1 年以内の範囲で必要な期間とする。ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、任用期間を更新することができる。

- (1) 任用期間における勤務成績が良好であること。
- (2) 前条各号の要件に該当すること。

(解職)

第 4 条 組合長は、施設長が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

- (1) 施設長が退職を願い出た場合
- (2) 勤務成績が良好でない場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められる場合
- (4) その他組合長が必要と認めた場合

(勤務に関する事項)

第5条 施設長の勤務条件は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（報酬の額）

第6条 施設長の報酬月額は、320,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している施設長の報酬については、同項に規定する報酬月額に給与条例第17条第2項の規定の割合を乗じて得た額に、一般職の職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額を、それぞれ基準日の属する月の報酬月額に加算して支給する。

（通勤費用）

第7条 施設長の通勤にかかる費用は、給与条例第11条の規定により支給される一般職の職員の通勤手当に準じて費用弁償を支給する。

（旅費）

第8条 公務のための施設長の旅費は、一般職の職員の旅費に関する条例（平成17年条例第6号）の適用を受ける職員の例による。

（支給方法）

第9条 報酬及び旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

（報酬の減額）

第10条 施設長が定められた勤務条件の全部又は一部について勤務しないときは、給与条例第12条に定めるところによる。

（退職慰労金）

第11条 施設長の退職慰労金は、退職時における第6条第1項に規定する報酬月額に勤務年数を乗じて得た額を支給する。ただし、勤務年数に端数が生じた場合は、6月以上1年未満について勤務年数に0.5を加える。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等に関する条例の廃止）

2 施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等に関する条例（平成17年条例第9号）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成21年度における第6条に規定する施設長の報酬月額については、同条中「6級1号給」とあるのは、「4級1号給」と、平成22年度における同条に規定する施設長の報酬月額については、同条中「6級1号給」とあるのは、「5級1号給」とする。

(平成21年6月に支給する報酬の額に関する特例措置)

4 平成21年6月に支給する報酬の額に関する第6条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」とする。

附 則 (平成21年5月31日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日条例第11号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日条例第1号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。